

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年2月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和8年2月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス川辺店

南九州市川辺町田部田字小松ヶ尾4205番地 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和7年11月17日

3 意見の概要

【建設課 土木係】

- 1 開発地東側に接する市道は、現在道路改良整備を推進中であり、協議説明いただきたい。（排水系統、境界、施工区分、工事期間中の規制等）

また、本市道は、沿道の住民が生活道路として利用している路線であり、出店による交通状況の変化が予想されることから、住民への説明は十分おこなっていただきたい。

- 2 国道225から開発地への進入の際の車両滞留について、道路管理者と十分協議いただきたい。（道路混雑緩和）

【都市政策課 都市政策係】

- 1 都市計画区域内 3,000㎡以上
- 2 用途地域内 (1)近隣商業地域（国道沿い）
(2)第1種住居地域
- 3 開発行為の手続きが必要と思われます。県庁建築課監察指導係に確認をしてください。
- 4 盛土規制法に関する問合せは、県庁監理課盛土対策室にしてください。
- 5 南九州市景観条例／南九州市景観条例施行規則に基づく手続きをお願いします。
- 6 開発行為の手続きが不要な場合は、南九州市土地利用対策要綱／南九州市土地利用対策事務処理要領に基づく手続きをお願いします。
- 7 バス停留所が計画地の国道両側にあること、計画地への右折車両によって後続車両が停滞することが予想されます。店舗敷地への進入車両に対する右折帯の設置について、検討をお願いしたい。

【市民生活課 生活衛生係】

4 廃棄物等の運搬・処理計画

(2) 処理予定業者等

「川辺清掃センター」は令和6年8月に閉鎖しましたので、生ごみやその他可燃性廃棄物の持ち込み先は南さつま市金峰町高橋にある「なんさつECOの杜」となります。

「なんさつECOの杜」は資源ごみの受入はしませんので、資源ごみの処分は業者に依頼してください。

【市民生活課 環境保全係】

1 振動規制法

(1) 特定工場等において発生する振動規制に関する基準

第2種区域

昼間（午前8時から午後7時まで）

・65デシベル以下

夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）

・60デシベル以下

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する基準

第1号区域

基準値 75デシベル

作業時刻 午後7時から翌日午前7時でないこと

作業時間 1日10時間を超えないこと

作業期間 連続6日を超えないこと

作業日 日曜日、休日でないこと

(3) その他

振動規制法の特定施設の建設及び特定建設作業に該当する場合は、届出を提出してください。

該当しない場合でも、振動等が発生する作業を行う場合は、作業開始前に周辺の地域住民へ説明を行ってください。

2 騒音規制法

(1) 特定工場等において発生する騒音規制に関する基準

第3種区域

昼間（午前8時から午後7時まで）

・65デシベル以下

朝（午前6時から午前8時まで）

夕（午後7時から午後10時まで）

・60デシベル以下

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）

・50デシベル以下

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準

第1号区域

基準値 85デシベル

作業時刻 午後7時から翌日午前7時でないこと

作業時間 1日10時間を超えないこと

作業期間 連続6日を超えないこと

作業日 日曜日、休日でないこと

(3) その他

騒音規制法の特定施設の建設及び特定建設作業に該当する場合は、届出を提出してください。

該当しない場合でも、騒音等が発生する作業を行う場合は、作業開始前に周辺の地域住民へ説明を行ってください。

3 浄化槽法

(1) 生活排水処理について、施設内で発生したし尿等の処理方法を提出してください。

4 その他

(1) 地域住民への説明が生じた場合は、地域住民（自治会及び地区公民館）を対象に説明会を開催し、実施記録・会議録を提出してください。

(2) 工事中及び作業中における水質汚濁、騒音、振動等については、十分配慮を行い、万全を期してください。

備考

鹿児島県公害防止条例に該当する場合は、県担当課まで届出を提出してください。